

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び昭和50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで
② 昭和50年1月から50年3月まで

私は、昭和46年11月に会社を退職し、47年1月にA市役所の職員から「国民年金に入る義務がある。」と言われたので国民年金に加入し、妻が集金人に保険料を払っておりました。

また、昭和49年8月にA市からB市に引っ越した後、集金人に何回も勧められ妻も保険料を払うようになり、二人分一緒に支払っていた。申立期間が未納となっているのが納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では国民年金保険料が未納とされているが、昭和47年4月から48年3月までについては、国民年金手帳に検認印が押してあることから、当該期間については、保険料を納付していたものと認められる。

しかし、申立期間①のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間については、過年度納付又は特例納付でしか保険料を納付できないが、申立人は過年度納付等をした記憶が無く、国民年金手帳記号番号の払出日が昭和47年11月でこれ以外に払出しが行われた事情が見当たらない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、3か月と短期であり、同居の妻は保険料納付済みである上、申立期間の前後の期間は保険料納付済みになっており、生活

に大きな変化も見られないとしていることから、昭和 50 年 1 月から同年 3 月の 3 か月のみ未納となっているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

私の家は自営業であり、金銭に関することは母がすべて管理していた。国民年金も母が管理しており、私の国民年金保険料についても、加入当初から母がすべて納付したと聞いている。

申立期間①及び②について、私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9 か月と短期間であること、当該期間前後の国民年金保険料は過年度納付等によりすべて納付されているなど申立人の納付意識の高さがうかがえる上、オンライン記録により夫の国民年金加入期間の保険料については、すべて納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが相当である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月 20 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない。また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和 40 年度については、申立人に係る被保険者台帳により、未納期間に対し社会保険事務所（当時）が納付催告を行ったとする「未カード済」のゴム印が押されていることが確認でき、申立人は国民年

金保険料が未納となっていたことを承知していたと推察できる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、すべてを母親に任せていたと述べており、申立人自身はこれらに関与しておらず、それらの具体的な状況が不明である。

加えて、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 47 年 11 月まで

私は、20 歳になった昭和 39 年*月から、3 か月に一度公民館において、国民年金保険料の集金業務を行っていた A 団に、両親の分と併せて国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間当時は A 団員で、国民年金保険料の集金業務も定期的に担当していた。B 地区は 50 世帯ほどでお互いの家族のことは周知している中で、私だけが保険料を納めないということは絶対にないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している B 地区の住民の証言によると、「昭和 36 年 4 月から、当該地区において A 団による公民館での国民年金保険料の徴収業務が始まり、世帯の代表者が世帯分の保険料を納付していた。」としており、また、申立期間当時の市出張所の職員も、「A 団が国民年金保険料を持参していたことを覚えている。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時の納付方法について、極めて記憶が具体的であるとともに、申立期間当初の国民年金保険料の納付金額を覚えており、当時の保険料の金額とおおむね一致している上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする同居の両親の国民年金加入期間については未納は無く、申立期間の保険料は免除又は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、A 団員として国民年金保険料の徴収業務にも定期的に携わっており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までのうち9か月の期間及び同年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで及び39年4月から40年3月までのうち6か月
② 昭和45年4月から46年3月までのうち9か月及び46年4月から47年3月まで
③ 昭和50年9月

私は、昭和32年か33年ごろから、A市に引っ越した49年までたばこ屋を経営していた。36年に国民年金の制度ができてから、店の売上を毎日のように集金に来てくれていた信用金庫の行員の勧めもあり、夫婦二人分の国民年金保険料を信用金庫の行員に預け、B国民年金事務組合に納付していた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、申立人が所属していたB国民年金事務組合で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、B国民年金事務組合が国民年金保険料の徴収業務を取り扱うようになったのは昭和39年10月からのことであり、36年4月から39年9月までの保険料については同組合が徴収することは無かった上、同組合の国民年金検認済控には同年10月分からの国民年金保険料の納付記録が確認できることから、申立人は同年10月分の国民年金保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については申請免除となっていることから、当該期間の国民年金保険料を納付したとは言い難い。

申立期間②については、オンライン記録によると、昭和 45 年度のうち 3 か月分以外は未納となっているが、B 国民健康保険組合が保管している B 国民年金事務組合の国民年金検認納付者名簿綴において、同年度及び 46 年度のすべての期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

申立期間③については、申立人が所持している年金手帳によると、昭和 50 年 4 月 11 日に厚生年金保険加入のため国民年金の資格を喪失した後、同年 10 月 1 日に国民年金の資格を取得した旨の記載があることから、同年 9 月は国民年金未加入期間であり保険料を納付することができなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までのうち 9 か月の期間及び同年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録及びA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年5月を1万円、同年6月から同年8月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和31年5月については明らかでないと認められ、同年6月から同年8月までについては、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和31年5月22日から同年9月1日まで

私は、昭和25年4月1日から平成4年4月1日までA社に継続して勤務していた。A社C支店に昭和25年4月1日から勤務したが、厚生年金保険の記録は同年12月1日に資格取得となっている。また、31年6月1日付けでA社B支店からA社に転勤した際の同年5月22日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。

勤務していたことは確かで、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の人事業務を扱うD社から提出された人事記録及び申立期間当時のA社B支店の事務担当者の証言から判断すると、申立人は、昭和28年1月20日から31年6月1日までA社B支店に、同年6月1日から33年11月1日までA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店にお

ける昭和 31 年 4 月及びA社における同年 9 月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年 5 月は 1 万円、同年 6 月から同年 8 月までは、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、A社B支店の事業主が申立人に係る昭和 31 年 5 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、A社の事業主が申立人に係る昭和 31 年 6 月から同年 8 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は同年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、人事記録及び同僚の証言からA社C支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社C支店は、昭和 25 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の社会保険担当者及びA社C支店の同僚の証言によると、「A社C支店が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和31年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月16日から同年12月1日まで
A社（現在は、C社）に入社してから平成3年に退職するまで途中で退職したことはないが、厚生年金保険に1か月空白期間がある。
調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からの提出書類及び同僚の証言から、申立人が、同社に継続して勤務し（A社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社の提出書類により、申立人は、申立期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められることから、A社B出張所における資格取得日については、A社における資格喪失日と同日の昭和31年11月16日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和31年12月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和31年11月16日に申立人がB出張所に転勤した際に、事務担当者がB出張所での資格取得日を同年12月1日と誤って届け出た。」としていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から52年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から52年9月まで

私は、昭和48年5月から52年9月までの期間、厚生年金保険と国民年金の被保険者期間が重複しており、その期間の保険料について社会保険事務所（当時）に問い合わせをしたところ、当該期間に納付した国民年金保険料は還付済みと教えられた。

私は、重複して納付した国民年金保険料を還付された記憶が無く、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町役場が保管している国民年金被保険者名簿により、申立期間である昭和48年5月から52年9月まで国民年金保険料が納付されたことは確認できる。

しかし、前述の被保険者名簿によると、申立期間について厚生年金保険料と重複して納付していたことから、国民年金の被保険者資格を取り消すために、昭和52年10月29日付けで、申立期間にかかる国民年金保険被保険者資格の喪失手続が行われており、その約2か月後（同年12月26日）に当該期間の国民年金保険料の還付決定がなされたことが確認できることから、国民年金保険料が還付済みとされていることについて不自然さは見られない。

また、国民年金還付整理簿に、申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名、還付金額及び還付支払日が記載されている上、これらの記録は国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳に記載されている同記録と合致しており、これらの記載内容に不合理な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の夫は聴覚に障害があるため、国民年金は申請免除になっており、私も免除の手続を必ず二人で行っていたはずである。夫の国民年金保険料が免除になっているのに、私の国民年金だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫に聴覚障害があるため夫婦二人分の申請免除の手続を行っていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月 25 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の大部分については、国民年金の制度上、申請免除をすることができない期間である。

また、申立期間のうち昭和 58 年 5 月から同年 6 月までの期間は、申立人は厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金の任意加入者であったため、申請免除の対象にはならないことから、夫と一緒に申請免除していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 642

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 30 日から 36 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社B営業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 35 年 10 月にA社B営業所に入社し、36 年 2 月末まで継続して勤務していたと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月にA社B営業所に入社してから 36 年 2 月末日まで継続して勤務していたとしていると共に、「A社B営業所に勤務期間中、従業員は入社してこなかったと思う。」と主張している。

しかしながら、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の昭和 36 年 1 月 26 日に被保険者資格を取得していることが確認できる事務員は、「入社時、申立人は在籍していなかったと思う。一緒に働いた記憶は無い。」としており、申立人も当該事務員について記憶していない。また、他の同僚は、「申立人が退職した後に（上記）事務員が入社した。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社B営業所は、昭和 38 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表者は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 21 日から 42 年 11 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたとする A 社の所在地及び事業所の取り扱う業務等について具体的な記憶を有しているものの、申立人が記憶する所在地付近において同事業所名及び類似の名称の事業所が申立期間前後に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶する事業所の所在地付近において昭和 61 年に厚生年金保険の適用事業所となった A 社と類似の事業所名の事業所の元事業主に照会を行ったところ、「申立期間において事業を行っていたものの、従業員は 2 名で、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。申立人については記憶していない。」との回答を得た。

さらに、申立人は、A 社の同僚の氏名について記憶しているのは姓のみであるため連絡先が判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年7月19日まで

私は昭和25年8月11日から29年7月18日まで、軍基地内の将校用食堂に勤務していた。

しかし、年金記録を確認すると、昭和26年7月1日から29年7月19日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。途中、離職したり転職したりするようなことはなかったので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和25年8月11日にA事業所において健康保険及び厚生年金保険の資格を取得し、26年7月1日に喪失している。

当時の駐留軍労働者は、昭和23年12月1日付け厚生省保険局長通達に基づき、すべて日本政府の直^{ちよくよう}僱使用人として健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていた。しかし、26年7月1日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働者が日本政府の直^{ちよくよう}僱使用人としての身分を喪失し、連合軍との直^{ちよくよう}僱契約に変わったため、同年7月3日付け厚生省保険局長通達により、例えば、申立人のような将校用食堂に使用される者は、強制被保険者とはならない取扱いとされた。

また、B機構が管理している連合軍関係常僱使用人登録票から、申立人は、当該事業所に昭和25年8月11日から当該事業所に勤務し、26年6月30日に連合軍の直接雇用^{ちよくよう}に切り替わったことが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和26年8月1日に健康保険のみの任意包括適用事業所として新規適用となり、その後、31年12月1日に厚生年金保険の適用事

業所となっていることが確認できるが、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月20日ごろから22年8月31日まで
昭和20年12月20日ごろに就職して4、5か月目に健康保険証を使った記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入が22年9月となっているのは納得し難い。日付は入っていないが、21年4月ごろに職場の同僚と写したと思われる写真があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に就職した経緯や職務内容についての具体的な説明及び同僚の証言等から、申立人が厚生年金保険の資格を取得した昭和22年9月1日より前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、A社は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年9月1日に申立人を含め、89人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これより前に厚生年金保険の被保険者記録を有する者がいない上、当該事業所の新規適用に伴い、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、この89人の厚生年金保険手帳記号番号が一括で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、昭和 21 年 4 月ごろに撮影したとする写真の中には、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった 22 年 9 月 1 日の 7 か月後の 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が含まれており、ほかに撮影時期を特定できるものは無く、申立人の主張どおりの時期に撮影されたものと推認することはできない。

奈良厚生年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 26 日まで
申立期間の標準報酬月額は、実際に支給されていた給与の額より低い額となっている。また、毎年昇給していたにもかかわらず昭和 43 年以降標準報酬月額に変更がない。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している失業保険金受給資格者証から判断できる申立人の退職前6か月間の平均賃金月額と、資格喪失時の標準報酬月額とに金額の差があることは認められるものの、A社は、昭和 49 年 7 月 26 日に適用事業所でなくなっており、当時の給与関係書類を確認することができず、申立人の申立期間の保険料控除額について確認することができない。

また、昇給に関して、複数の当時の同僚は、「景気がいい時と悪い時があり、毎年定期的に給与が上がっていたわけではないと思う。」旨述べているほか、オンライン記録によると、申立人とほぼ同時期にA社に勤務していた被保険者 11 人のほぼ全員に標準報酬月額が変わらない期間があることや、その 11 人のうち3人の標準報酬月額が下がっている期間があることなどが見られ、申立人の申立内容を裏付ける事情は確認できなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な点はなく、さかのぼって訂正された形跡も無い。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から39年8月26日まで

私は、昭和33年3月にA社を退職した際は、自ら脱退手当金を受給する手続きをし、受給した記憶がある。

しかし、その後、同事業所に再入社し、昭和39年8月に退職した際は、脱退手当金の手続きをしたことも受け取った記憶も無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず、昭和53年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立期間前の約4年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。